

生徒個別に対応が必要な場合に利用される。また、不登校生徒が登校した場合、または別室登校の場合など、集団不対応の生徒に対応する場合などや生徒が問題を起こした際に個別に話をしたり、指導する必要がある場合にも使われる。

問 本来の役目としては使われていなかったということか。
答 当該中学校においては、本来の使い方がなされていないかったと、また生徒指導の業務については、別の部屋で行われていたと聞いている。

一般質問 廣井 一隆 (第16期新人議員の会)

檀原市の奨学支度金制度

問 市の施策である奨学支度金制度の概要は。

答 勉学する意欲がありながら経済的な理由により高校などへの進学が困難な生徒に対し、教育の機会均等を図るため奨学支度金を給付する制度であり、要件を満たせば、1

人1回限り10万円を給付している。年間約50件あり、返済の必要はない。

問 小中学校における就学援助と、高校、大学などの奨学金との違いは何か。

答 就学援助は、経済的理由によって就学困難と認められる児童等に対し市町村が行う援助金で、返済の必要はなく、生活保護世帯や生活困窮世帯に対し、就学期間中の学業品費などを援助するものである。高校、大学の奨学金は、貸付であり返済の必要がある。

問 高校、大学の奨学金は、実質教育ローンのような性質があると思うが、市としての認識は。

答 貸付制度で返済は伴うが、困窮家庭にとっては、就学期間の厳しい時期を支援する制度として意義がある。

問 奨学金を利用し、大学は卒業したが就職難で就職できず、アルバイトをして奨学金を返しているケースがある。

低所得者には返済を半額にするなどの制度があるが、やはり返済のない支度金のような給付の方が望ましい。高校入学時には、支度金を必要としなかったが、その後、家庭の

事情や働き手のリストラ等に より低所得になる場合もある。大学入学時にもう1度、支度金を支給する制度を市で検討できないか。

答 支度金は、どの自治体でも制度化しているわけではなく、本市は教育上の施策として向学心旺盛な生徒を支援するためこの制度を堅持している。国は、奨学のための給付金制度の創設を考えている。国、県の制度改正の動きを見、困窮世帯への支援体制が後退することのないよう取り組みたい。

ゲリラ豪雨対策

問 ゲリラ豪雨が発生した際、市として何か特別な対策は。

答 特別な対策はなく、気象警報に関する対策の一環と捉えている。住民への情報伝達が重要で、約6千名が加入している安心安全メールを運用している。今後、エリアメールとの併用を検討したい。また、市では洪水ハザードマップを作成しており、浸水予想情報と、避難所情報や心得などを記載している。これを使

い出前講座等も開催している。

問 大和川流域総合治水対策については。

答 昭和57年の大災害等により、昭和58年に国、県、そして大和川水系の流域市町村が連携した大和川流域総合治水対策協議会が設置された。河川改修等の治水対策と雨水を一時的に貯留する流域対策について取り組んでいる。

問 ゲリラ豪雨は短時間にかのりの雨量があり道路冠水のおそれがある。市の認識は。

答 準用河川等の整備は進んでいるが、集中豪雨時には局地的に道路冠水等の被害が生じている。

問 雨水を貯水し川が氾濫することを防ぐと同時に、道路冠水などから市民生活も守らなければならない。貯水となると、貯水池やため池が考えられるが、市の認識は。

答 貯める施設として、平成3年度から小中学校7校で、グラウンド貯留等の整備を行っている。また、曾我川遊水地など設けている。

問 田原本町では、緊急時に耕作されている田んぼに雨水を入れる計画があると聞くが。

答 昨年度から田原本町は県と連携し、下流域の水深被害を軽減する新たな流域対策として水田貯留事業の実証実験を進めている。この実証結果を見据え、本市内の一部の地域に実施していこうと投げかけているところである。

問 耕作されている田畑に雨水を大量に入れるのはどうかと思う。地主等との契約などが必要だが、遊休地や耕作放棄地を活用すれば、雨水を上げたとしても実害は少なく、遊休地の有効利用にもなる。このような考えを市から県へ上げていく思いはあるのか。

答 耕作放棄地を活用した貯留となると、所有者との契約や貯留機能を持たせるための畦の整備が必要となる。また、耕作放棄地の大半は点在しており、一団としての面積の確保が厳しく大きな効果は期待できない。しかし、一団の土地の中に耕作放棄地が存在する場合は事業展開を検討する必要がある。

問 たため池、貯水池などが中心になると思うが、現在どれぐらいの雨水を貯水できるのか確認はしているのか。

答 計画対策量は常に処理している。